

1月31日は、期別納付の最終分
国保税第7期分の納期限です。
お忘れのないようにね。

あなたの納付 チェックをお早めに

国保号
国保税第7期
車両へご乗車
下さい

納付が困難な方は、お早めの納付相談をお願いします。

お問い合わせは／国民健康保険課 保険税係 ☎893-4411 (内線136・141)

旧正月料理にはタイモ!



産業まつりで「かかすまい田イモは祝の縁かつぎ」とタイモ普及をキャンペーン(1968<昭和43>年・新城)

「宜野湾市史」への問い合わせ
教育委員会文化課 893-4431

旧正月前のこの時期は、タイモの収穫期です。タイモは今や宜野湾市の特産物となり、正月や旧盆料理の定番として、またタイモパイ等の加工品も見慣れた商品となりました。

本市でのタイモ栽培の本格的な取り組みは、一九六五(昭和四〇)年頃までさかのぼります。タイモ栽培が始まる以前は稲作が中心で、タイモはわずかでした。しかし、米軍の統治政策によって貿易の自由化が促進され、お米が輸入され始めました。その影響で多くの農家が稲作からタイモに切り替えました。タイモは稲作よりも経費が安く、生産量も多いので売行きは上々でした。

当時は伊佐・大山・真志喜・大謝名・宇地泊で見られたタイモ栽培でしたが、今では大山のみとなりました。そこには栽培に適した土壌と豊富な湧き水があり、動植物にとつても憩いの場です。これからもタイモを旧正月料理に、そして市の特産物として愛用したいですね。

茶

ぐわーゆんたく



● 宜野湾市の電信柱の広告、例をあげれば物件の情報張り紙、その他いかがわしい物から選挙の候補者のポスターをどうにかしていただませんか?
狭い路地に電信柱があるにもかかわらず、看板や、その他ポスター! たて看板をされたら、歩行に支障がでます。

国道五十八号線及び国道三三〇号線の歩行者専用道路沿いの電信柱の張り紙、立て看板があまり

投書の仕方

*庁舎一階に「ご意見箱」が設置されています。

*宜野湾市ホームページ内「ご意見・ご要望」コーナーよりメールが送信できます。

皆様の声をお待ちしております!

● 今後の対応について
定期ハトロールによる撤去を強化するとともに、広告設置許可制度の周知活動、また道路環境上好ましくない悪質な広告に関しては撤去勧告等の行政指導も含めて、改善に二層の努力を行っていきます。

● 健康増進課からの回答
健康増進課母子保健係です。乳幼児医療費助成制度の問い合わせへの回答です。
【対象年齢】
通院：入院の助成↓三歳未満
入院のみの助成↓三歳以上五歳未満
【所得制限】なし
【部自己負担】なし
【問い合わせ窓口】
宜野湾市役所健康増進課
(宜野湾市保健相談センター)
TEL〇九八-八九八-五五八三

● 土木課からの回答
看板の設置について
道路上に看板等の広告を設置するには道路管理者の許可(占用許可)が必要であり、公共性を有し道路交通に対して安全が十分確保できることを原則としています。
しかし、実際に設置されている広告は私的に無許可設置されているものがほとんどであり、定期的に撤去を行っておりますが、後を絶たない不法占用に道路管理者としても苦慮しているところであります。

● 乳幼児医療費助成制度について
対象年齢(入院・通院別)、所得制限の有無一部自己負担があればその内容、問い合わせ窓口と連絡電話番号、以上よろしくお願いいたします。

宜野湾市では、市民の皆様の市政への参加を推進し、よりよい街づくりを共に考えることができるよう、ご意見・ご要望を受け付けております。日頃、市政に対して抱かれている提言、苦情、要望などを寄せ下さい。

市民の皆さまの声

